

集会所利用心得

みんなの集会所です。利用の際には以下の心得を守り、お互いに気持ちよく使えるようにご協力をお願ひいたします。

使い方が悪い場合は、利用を中止し、以後の利用をお断りすることがあります。

- キャンセルは、利用日の前日（前日が土、日、祝日の場合は、その前日）までの開庁時間内にご連絡ください。それ以降のキャンセルについては、使用料等はお返しできません。
(ただし、市の都合により利用の許可を取り消したとき、及び災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったときは除きます。)
- 利用時間は厳守してください。
- 鍵の開閉は管理人が行いますので、利用後は建物内の戸を閉めてお帰りください。
- 予定時間より早く終了する場合は、管理人宛にご連絡ください。
- 当日は、利用許可証を持参の上、利用してください。（管理人に提出する必要はありません）
- 以下の行為は、許可が必要です。必ず事前に届け出て、許可を得てください。
 - ・ 物品の販売、宣伝、その他の営利行為
 - ・ 飲酒・飲食
 - ・ はり紙、くぎ打ち等
 - ・ 附属設備及び物品の持ち出し
- 周辺住民の方の迷惑になるので、騒いだり、大きな音を出すことは絶対にしないでください（特に飲酒の際にはご注意ください）。
- 駐車場は集会所敷地内の4～5台分のみです。周辺道路や他の敷地等には絶対に駐車しないでください。
- 利用中に建物・附属設備・物品を損傷したときは速やかに管理者（山口市）へ届け出て、その指示に従ってください。
- 利用後は直ちに室内を整理清掃し、原状に戻してください。
- 使用した物品（食器等）は洗浄し所定の位置に戻してください。
- 火気の取扱いについては、特に注意し、暖房器具及びガスコンロ、ガス湯沸器の消火を確認し、ガスについては屋内外の元栓を完全に閉めてください（個別に石油ストーブや炭火の持込みをしないでください）。
- 照明器具、換気扇等は電源スイッチを完全に切ってください。
- 持ち込んだ物品は、当日必ず持ち帰ってください。万が一、残っていた場合は、以後の処分は管理者に一任されたものとみなします。
- ごみや食後の残飯は、当日必ず持ち帰ってください。
- 利用後の戸締りは完全に行ってください。
- 環境に配慮し、節水や節電にご協力ください。

○管理者

山口市小郡総合支所 地域振興課 (083) 973-2475